

1. 事故発生日時 令和7年12月3日(水) 15時30分頃
2. 事故発生場所 日高郡日高町荊木地内
3. 工事内容 工事名:河川修繕工事
工期:令和7年9月18日~令和8年3月31日
4. 受注者 県内業者
5. 災害分類 労働災害(工事関係者1名負傷)

6. 事故発生状況

事故当時、現場代理人ほか4名で護岸根継ぎコンクリートの打設作業を行っていた。
被災者は、型枠を固定する資材(型枠ポスト)1本を資材ヤードから根継ぎコンクリート施工箇所へ運ぶため、橋梁部から重機進入路と兼用の仮設昇降路を使用し河川に降りていたところ、足を滑らせ転倒し臀部を敷き鉄板に打ち付けたことにより第2腰椎椎体骨折(全治約2ヶ月)した。
(添付資料参照)

7. 事故原因

法令違反ではないが、通路が急勾配(約26°)であり、十分安全な通路ではなかったことが原因と考えられる。

8. 所管の警察署及び労働基準監督署等の意見

- ・御坊警察署は事件性がないと判断した。
- ・御坊労働基準監督署は指導票等を交付する必要のない事故と判断した。

9. 本件における改善対策

- ・工事関係者全員に対し本件の事故原因や再発防止策について安全教育を実施した。
- ・本件では、被災者が病院での診断結果を現場代理人に報告するのが遅く、その間に現場作業が完了したため具体的な改善対策を行っていないが、作業員が使用するための安全な通路として、手すりのある階段を設置していれば本件事故を防げた可能性がある。

10. 類似の工事における再発防止の観点からの周知事項

通路が急勾配となる場合には、作業員等が転倒することが予想されるため、手すりのある階段の設置や勾配を緩やかにすることなどを検討し、安全な通路の設置に努めること。